

国立大学法人の知的財産管理

—機関帰属原則への転換と課題

下田隆二 (東京工業大学 フロンティア創造共同研究センター教授)

Intellectual Property Management of National University Corporations

—Shift to Institutional Ownership and its New Challenges—

Prof. Ryuji Shimoda

Frontier Collaborative Research Center, Tokyo Institute of Technology

1. はじめに

国立大学法人が発足する。これまで国の行政機関である文部科学省の一部であった国立大学が、それぞれ独自の法人格を持つ組織として活動を開始する。法人化により、国立大学が狭義の国の機関の一部でなくなることから、国の会計管理や財産管理の規則、その他の多くの国の規則の適用がなくなる。この結果、法人独自の判断で決定できる範囲が広がり、国立大学の活動の自由度が飛躍的に高まる。また、国立大学法人の業務として、①受託研究又は共同研究を業務として行うこと、②研究の成果を普及しその活用を促進すること、③大学の技術を移転する機関に対して出資することなどが明確に規定された¹。加えて、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用のための体制の整備も進みつつある。法人化と同時に、国立大学の教員の発明に係る特許を受ける権利の個人帰属から機関 (= 国立大学法人) 帰属への原則の転換が図られようとしている。法人化により、研究成果の普及が大学の業務として明示され、大学が独自性と自由度をもって活動できるようになることから、この原則の転換ともあいまって、国立大学の知財の管理、活用が飛躍的に促進されることが期待されている。

本稿では、活用の促進への期待が大きく高まっている国立大学の知的財産について、これまでの管理及び活用の状況、法人化に伴う機関帰属原則への転

換の意義及びその課題について考察する。

2. 国立大学におけるこれまでの知的財産の管理及び活用

国立大学法人化に伴う知的財産の機関帰属原則への転換にあたり、まず、これまでの国立大学における知的財産管理の現状を確認しておきたい。

2.1. 国立大学におけるこれまでの発明の管理ルール

現状の原則は、昭和52年6月に出された文部省学術審議会答申「大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」を基礎としている。同答申では、学術研究の発展や知的財産の有効利用という見地から、当時における最善の方法として、発明に係る特許を受ける権利を個人に帰属させるという「個人帰属の原則」の方針が採られた。

具体的には、国立大学の教員による発明は原則として発明した個人に帰属することとされ、例外的には国に帰属するとされた。例外的に国に帰属する場合は、応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、

- ①特別に国が措置した研究経費を受け、又は、
- ②国により特別の研究目的のため設置された特殊な大型研究設備を使用して、
行った研究の結果生じた発明が原則として該当するとされていた。また、発明を適切に管理するため、

各大学において、発明規程の整備、発明委員会の設置等が求められていた。個々の発明の具体的な帰属は、学内の発明委員会の検討の結果を踏まえ、各国立大学の学長が最終的に決定するものとされていた。国に権利が帰属すると決定されたものについては、特許を受けるための手続きは、国の責任となり、国の組織及び経費でこれが行われた。その手続きは、各大学からの依頼に基づき、科学技術振興事業団（JST）が行っていた²。

知的財産の活用では企業が重要な役割を果たす。この企業と大学との関係で重要な共同研究、受託研究の研究成果としての知財の帰属は、次のとおりであった。受託研究については、成果はすべて国に帰属するものとされてきた³。これは、受託研究費が、国が特別に措置した研究費に該当することによる。共同研究での発明については、大学側の教員と企業側の研究者との共同でなされた発明は、発明者の貢献度にしたがってそれぞれ持分を持つこととされた。大学教員の持分についてはその研究費が国が特別に措置した研究費にあたるので、国に権利が帰属することとなった。企業側の研究者の持分については企業の職務発明として企業に帰属した。それぞれの教員または研究者が単独で発明した場合は、相手方の（共有にあたらないことの）確認を受けてそれぞれに帰属した。

大学教員が企業から大学に寄付された奨学寄附金を用いて研究を行うことも、企業関係者や大学教員から「共同研究」と呼ばれることがある。あらかじめ知財を企業に譲り渡すという約束の下に、奨学寄附金を受けることは寄附金受入れ規則に反するとされていた。しかし、奨学寄附金が特別に国が措置した研究経費には該当しないことから、奨学寄附金による研究成果としての知財は、原則として教員個人に帰属することになる。したがって、企業に譲渡することを含めどのように処分するかは、教員個人の自由となっていた。

2.2. 発明届けの処理の実績

各国立大学で実際に発明はどう扱われてきたのかを、表1に示す。

近年の国立大学における教員の発明届けの処理状況を全般的にみれば、以下が指摘できる。

- ①1997年度から発明委員会の審議件数が急激な伸びを示していること
- ②同時に国に承継される件数も増加していること
- ③国に承継されるものの全発明に対する割合はここ10年間では1998年度が最高であったこと
- ④発明者個人に帰属するものの件数は1998年度ころから急増していること

これらの動きの背景として、教員の知財に対する

表 1 国立大学における発明の近年の扱い

年度	発明委員会の審議件数(件)	国が承継				発明者に帰属	
		承継すべきもの(件)	発明者から譲渡(件)	件数計(件)	構成比(%)	件数計(件)	構成比(%)
1993	417	51	17	68	16.3	349	83.7
1994	377	32	12	44	11.7	333	88.3
1995	435	34	11	45	10.3	390	89.7
1996	448	53	13	66	14.7	382	85.3
1997	650	76	33	109	16.8	541	83.2
1998	1059	189	45	234	22.1	825	77.9
1999	1725	229	52	281	16.3	1444	83.7
2000	2391	288	71	359	15.0	2032	85.0
2001	3040	318	96	414	13.6	2626	86.4
2002	3832	544	138	682	17.8	3150	82.2

資料：文部科学省資料

意識の全般的な高まりに加え、次の要因が指摘できる。国に承継されるべきものが増えている要因は、1995、96年度から各省庁の政府関係機関による基礎研究助成事業が創設・拡充され、その予算額が急激に伸びてきたことによる。この助成事業の研究費が国立大学に入り、これによる研究成果が国が継承すべき発明とされてきた。1998-99年からの発明委員会審議件数及び発明者個人に帰属するものの急増は、技術移転機関（TLO）の発足に関係していると考えられる。国立大学教員の発明に係る特許を受ける権利の譲渡をTLOが受けるためには、その発明が教員個人に帰属していることを大学内の手続きで確認することを、TLOが必要としていたことが背景にあると考えられる。

2.3. 国立大学におけるこれまでの特許管理・活用

教員個人有となったものについてのフォローは容易ではないが、国に帰属するものとされ国の権利となったものについては国有財産として管理されてきたので、そのデータを分析することができる。各国立大学を統一的にみるデータとして、すでに特許となったものについては、国有財産としての情報が公開されている。同資料を用い、主に国内特許について、国立各大学の特許保有件数、実施権等の設定件数、共有特許件数等について分析した結果を示す⁴。

2002年3月末現在で、全国立大学の保有する国内特許権は827件（うち共有121件）、海外特許507件（注：国ごとに1件と計数している。うち共有78件）となっている。国内特許を10件以上持つ大学について、その保有件数、実施権等の設定の件数等を表2に掲げた。大学ごとに非常にばらつきが大きいこ

表2 主要16国立大学の特許保有・実施権等の設定状況（2002年3月末現在）

	特許保有件数			実施権等の設定件数	
	国内	うち共有	海外	国内	うち共有
北海道大	18	2	9	1	1
東北大	60	3	35	2	0
東京大	73	2	64	8	2
東京農工大	17	2	9	0	0
東京工大	131	25	53	10	2
金沢大	17	0	25	0	0
静岡大	28	1	0	2	0
名古屋大	82	29	51	14	5
名古屋工大	13	5	7	0	0
京都大	53	3	92	1	0
大阪大	101	16	32	4	3
鳥取大	10	3	2	5	1
広島大	31	2	34	2	0
九州大	24	3	28	3	0
九州工大	13	0	1	6	0
佐賀大	21	0	25	2	0
上記小計	692	96	467	60	14
国立大合計	827	121	507	66	19

注：1) 上記数値は、国有財産一件別情報を基に、著者が計数・集計した。

2) 国内特許を10件以上持つ大学について示している。

3) 上記大学中、海外特許で実施権等の設定があるのは佐賀大学のみ（全大学中では他に東京医科歯科大学のみ）。

資料：国有特許等一件別情報

<http://www.mof.go.jp/jouhou/zaisan/tokkyob.htm>より筆者集計。

とがわかる。また、規模の大きな大学のなかにも、その規模との対比において国有特許保有件数が少ないと思われるところがある。

大学ごとのばらつきが大きい原因としては、まず、①機関帰属の判断の基準となる原則自体の表現が分かりにくいことが挙げられる。さらに、②各大学にその運用をまかせ、その発明委員会の判断に依存してきたことが指摘できる。発明がなされた場合にすべての発明について届け出る旨を規定し、発明委員会で国に帰属する要件に該当するか否かを判断する大学がある一方で、ある有力大学では、発明から得られる特許が国に帰属するかどうかの判断をその発明を行った教員にゆだねているとされる⁵。発明届出制度の実際の運用が大学を通じて一様でないことが一部の大学でその規模に比較して国有特許数が少ない要因のひとつと考えられる。加えて、企業側としても（発明届けをして個人帰属との判断を得て、あるいは、発明届けなしで）教員の発明を企業に譲り受けることが都合良かったことも要因のひとつと考えられる。

このように大学ごとに教員の発明の扱いが実態上異なっていたと思われる。個々の大学で明確な方針が示されないままに運用の差を生んでいることは、透明性に欠けてきたと思われる。また、企業にとっても委託研究や共同研究を行う相手先の国立大学によって、あるいは相手となる教員によって、権利の最終的な帰属が異なっていた可能性がある。これらの発明の扱いの相違の可能性は、統一的な取扱い指針が示されているなかで、実際の扱いに大きな幅が生じていると考えられることから、公平性の観点から問題なしとしなかったと思われる。

また、全般に発明届出制度が有効に機能してこなかったことが指摘されている。大学によって異なるが、制度が有効に機能しない理由として、①大学における発明の取扱いについて教員等の認識が十分ではなかったこと、②届け出られた発明の管理と活用の促進に大学が必ずしも積極的に取り組んで来なかったことなどが、指摘されている⁶。

国立大学有特許の実施権の設定に関しては、実施権等の設定のある国内特許権66件（うち共有19件）、実施権等の設定のある特許権の割合は8.0%

（単独保有特許については6.7%、共有特許については15.7%）となっている。

この数値をどのように評価するかは難しい課題だが、TLOの技術移転活動に関する実績（後出参照）との対比において、保有特許に対する実施権等の設定のある特許の割合は低いといえる。このように低い理由としては；

- ①国への権利の承継がその発明が生じた研究が用いていた研究経費や設備に注目しており、実施化の観点からの評価が特に求められていないこと
 - ②大学として特許を活用しようとするインセンティブが働かず、特許の活用の責任が主としてJSTにあり、大学、発明者から離れた存在が知財マーケティングの責任を負っていたこと
- によると考えられる。以上から、国有特許の活用について課題があったといえる。

2.4. 個人帰属の発明の活用

国立大学教員が行った発明のうち、教員個人の帰属となった発明に係る特許を受ける権利の活用についての体系的なフォローはなされていない。しかし、これを示唆するデータは存在している。JSTの調査によれば、大学教員が関係している発明は多くなされているものの、大学が出願人になっているケースは極めて少ないことが示されている。平成3年度から10年度の主要34大学（国公立27、私立7）の自然科学系の研究者を対象に、公開特許件数の内訳を調べたところ、共同出願も含めて企業が出願人になっている割合（企業関与率）は全体の87%、大学、JST、財団等が関与しているものが11.6%、個人関与が21.4%と、企業関与の割合が圧倒的に多くなっている（データは共有分を含めているから、合計は100%を超える）。このうち大学が出願人になっているものは、1.7%と、非常に少ない。これは私立大学・公立大学教員を含むデータであるが、国立大学教員に関するデータとして捉らえてもそれほど差はないものと考えられる。

つまり大学教員の発明のうち特許出願・公開にまで至ったものについてみると、特許を受ける権利の多くが企業に譲り渡されて、企業により出願されている状況が伺われる。この場合、企業への譲渡の条

表 3 大学における特許の出願状況と企業の関与率

企業関与率 (企業単独あるいは共有)		企業以外の団体関与率 (大学, JST, 財団等)			個人関与率
			うち JST が出願人 (個人有)	うち大学が出願人	
87.1%		11.6%	3.2%	1.7%	21.4%
企業単独 約69%	共有 約18%				

注：1) 主要34大学（国公立27，私立7）の自然科学系の研究者（教授及び助教授）を対象に，平成3年度から10年度の公開特許件数を特許検索システム（PATORIS）により調査したもの。

2) 企業関与率，団体関与率，個人関与率は，一部に重複があるため，合計で100%とならない。

資料：科学技術振興事業団資料（総合科学技術会議知的財産専門調査会2002年4月2日開催会合提出）より

件等において発明者である大学教員が適正に報われていたのかという点に関して課題が残ると思われる。

3. TLOの設立とその活動

このような主として国立大学教員個人に帰属する権利について，その特許化及びその実施化を支援する代表的な動きとしてTLOの活動がある。

3.1. TLOの設立

米国においては，1980年以降に大学からの技術移転を促進する仕組みの整備が進み，米国の研究大学の研究成果の企業化が飛躍的に進展し，新産業の創出に大きく貢献し，米国の経済の好調に結びついているとわが国では認識されている。そこで，わが国においても，多くの研究者が在籍し，多額の研究費が使われている大学の研究の成果の企業等への移転を促進する必要があると考えられ，大学の技術移転のための組織であるTLOの設立を促進しようという気運が盛り上がった。これを踏まえ，「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（大学等技術移転促進法）が1998年成立している。

大学の教員が保有する特許の実施を斡旋する事業自体は，わが国において規制されておらず，自由に行える。新しく成立した大学等技術移転法の狙いは，一定の条件を満たした団体（文部科学省及び経済産業省の示した指針に沿って，両省により実施計画の承認を受けた団体）に対して，政府からの助成金の交付，特許料の軽減等の支援措置を講ずることにある。技術移転事業の立ちあがり初期において特

許取得等のための経費が発生する一方で収入があまり期待できないため，この時期に助成しようというものである。2004年1月現在で36機関が承認を受けている。これらの組織の形態をみると，株式会社組織17件，学内組織7件（すべて私立大学），既存の公益法人の一部門9件，有限会社組織3件となっている。

3.2. TLOの活動と課題

TLOは，大学教員から発明の開示を受け，これを評価する。評価の結果，企業化の可能性があると認めるものについては，大学教員から権利を譲り受け，TLOがその発明を特許出願し，権利化を図る。これと同時に，TLOが，その発明に関心がありそのような企業にマーケティングし，関心ある企業とライセンス交渉し，特許の実施を図る。TLOという組織と企業という組織とのライセンス交渉となり，従来の教員個人と企業との交渉と比較して，より発明者側に立った交渉が行えるようになったといえよう。TLOの保有する特許が実施されて得られるロイヤルティ収入等は，TLOにおいて所要の経費を控除した後，発明者である研究者と大学に配分されるのが通例である。

私立大学では，大学の組織の一部としてTLOを設立している。私立大学の場合を除くTLOは，株式会社（出資者は大学教員有志など）など大学外の組織となっている。わが国においてはいわゆる研究大学が主として国立大学であり，国立大学では営利的な事業を行うTLOは大学教員等を出資者とした会社か，既存の公益法人の一部の機能として国立大学の外部につくらざるを得なかった。米国の有力研究大学でTLOが成功している部類に入る大学でも，

収入がコストをカバーできるようになるまでには10年以上を要していると報告されている⁷。多くのTLOが会社組織によるため、国の助成措置はあるものの、十分な特許実施料収入があがるまでの期間をどのように運営するかが大きな課題となる。大学の研究成果により相当な実施料収入があがるまでには、期間を要する。しかも、その期間はあらかじめ予測できない不確定なものである。したがって、TLOの運営には長期的な視点を必要とする。TLOに必要とされる長期的な視点と、一部で公益法人の例はあるものの、会社というTLOの組織形態との整合という、制度上の基本的な問題が存在していると考えられる。この点で、TLOの財政的な基盤を固めTLOの運営に長期的視点を与えることを可能とするという観点から、国立大学法人からTLOに出資することが可能となったことは、高く評価できる。

私立大学の知財に関する実績も含むが、承認を受けたTLOの活動実績は、平成14年度では、国内特許出願件数1335件、海外特許出願件数284件、実施特許件数349件、ロイヤルティ収入4.1億円である⁸。また、同一年度におけるライセンス率（ライセンス件数／特許出願件数）を比較すると、外部型TLO 29%、内部型TLO 18%との数値となっている⁹。ライセンス率をみると、国立大学有特許の活用状況よりも実施に結びついていると思われる。TLOが国立大学の知財を対象とする場合、主として教員個人所有になったものを譲り受け特許の出願・維持・管理をしているが、国立大学（国）保有の特許よりも実施権の設定等の割合は高く、その活動は有効といえる。したがって、TLOに蓄積された知識・経験やその能力を国立大学法人化後もうまく活かしていくことが必要と考えられる。ただし、TLOの活動を評価するにあたっては、補助金やTLOの会計に現れない人材の派遣などの国の予算による人的支援などで支えられている面にも留意する必要がある。

4. 国立大学の法人化に伴う知的財産管理及び活用の変化

それでは、法人化で国立大学の知的財産管理及び活用どう変わるのか。各大学の個性を活かすことが法人化の趣旨なので、国立大学法人ごとに異なり統一的な答えはない。ただし、産学連携に積極的に取り組むと考えられる国立大学における一般的に考えられる変化を指摘することはできる。

4.1. 機関帰属への原則の転換

教員の発明にかかる特許を受ける権利を国立大学法人に帰属させる方針が政府の各種答申や計画に示されている¹⁰。

帰属の原則を変える理由として、平成15年4月の文部科学省科学技術・学術審議会の審議のまとめは、まず、以下の状況の変化を指摘している。

- ・今日、大学の社会貢献への要請が高まっていること
 - ・国民・納税者への理解を高める必要があること
 - ・技術移転についての大学の体制整備が進んだこと
- 次いで、これらの一連の状況の変化に鑑みて、学術研究の発展や知的財産の有効利用の見地から発明の帰属先として最善の道を今日に選択するとすれば、法人化される国立大学への機関帰属に原則一元化することが望ましい旨を指摘している。
- ・発明に係る特許を受ける権利を個人に帰属させることの問題点は、文部科学省によれば
 - ・大学の組織としての対応が困難であること
 - ・個人が特許取得・維持の費用を負担する必要があること
 - ・活用の相手方を個人が探すことが困難であること
 - ・その結果として、知財が死蔵化され、研究成果の社会還元が不十分になること

と整理されている。これに対して、機関帰属では、個人帰属の問題点を改善でき、知財の有効活用・社会還元を実現することが期待できるとされている。

法人化に伴って、大学ごとに「知的財産ポリシー」（産学連携ポリシーや技術移転ポリシーといわれる場合もある）が作成・公表されることになる。

この知的財産ポリシーは、各大学の個性・特色に基づいて、大学の研究成果を社会に還元するにあたっての基本的方針とともに、研究成果を知的財産として取り扱う際の具体的な判断基準などを示すものとなる。こうした具体的な基準を示すことによって、従来に比較して、大学における発明の取扱いが透明性を増すことが期待される。各大学の知財ポリシーは、「職務発明規程」や関連の規定の制定によって具体化される。なお、各大学で職務発明としてとらえる範囲は、それぞれの大学によって異なっても良いこととされる。

4.2. 大学対企業の組織間の関係の重視

あらかじめ知財を企業に譲り渡すという約束の下に、奨学寄附金を受けることは寄附金受入れ規則に反するとされていた。しかし、これまでは奨学寄附金による研究成果は教員個人に帰属したため、これを企業が教員個人から譲り受けることは実態上可能であった。これが機関帰属によりできなくなる。企業が大学教員の発明した知財の確実な取得を望むとすれば、企業と大学との正式な契約に基づく必要が生じてくる。このため、これまでの教員個人と企業との関係から、教員が所属する大学組織と企業との関係に重点が移ってくると考えられる。

機関帰属が大学発知財の活用の促進に有効につながるのか否かは、これまでの経験も少ないことから、説得的なデータによる裏づけは示されていない。ただし、公的資金によりなされた研究に基づく発明を個人に帰属させ、個人で処分してきたことに対して、社会の許容が得られにくくなっている状況になってきたとは考えられる。このような状況を踏まえ、大学発の知財を社会に活かそうとすれば、大学という組織のフィルターがいずれにせよ必要とされていたとも考えられる。この関連で、産学連携における利益相反（conflict of interest）が注目されている。利益相反問題とは、大学の教員が企業等との関係で有する利益や責務が、大学における業務の本来的な責任との間で、衝突する状況をいう。利益相反問題を適切にマネジメントすることの重要性が、発明の機関帰属への原則転換と同時に論じられていることは、社会的に納得の得られる知財の管

理・活用が求められてきたことの証左でもあると考えられる。

4.3. 知的財産管理及び活用体制の整備

これまでも国立大学において、地域共同研究センターの設置、大学事務局内の研究協力課の設置など、国立大学発の知財の活用に向けた努力がなされてきた。大学における産学連携や知財管理のための体制が整備されつつあり、大学知的財産本部が新たに設けられる。文部科学省は「大学知的財産本部整備事業」を2003年度から開始しており、全国の国公私立大学・高専・大学共同利用機関からの合計83件の申請の中から34件（大学等の数では56大学・機関）を採択し公表した。この中では、国立大学・大学共同利用機関が、件数では26件（大学等の数では42大学・機関）を占めている。

大学保有特許の実施許諾条件が、各法人の判断で自由に設定できることになる。通常実施権、独占的通常実施権はもちろん、専用実施権、譲渡も可能になる。従来も譲渡が全くできなかったかといえ、制度上は可能であった。しかし、国の財産をどう公平に処分するかということや、譲渡する際の対価の算定といった非常に難しい問題があり、また、これを実施する大学事務当局に対するインセンティブが欠けており、これまで例がほとんどなかった。これからは、リーダーシップを持った学長の下、大学独自の判断でできるようになることが期待される。

以上、国立大学の法人化に伴い、大学が自ら効率的・効果的な知財管理・活用を行える素地は整ってきており、そのための体制整備も進みつつある。また、税金を使う機関としての透明性の確保が従来以上に求められる社会的状況にあるが、これにも応える体制にもなりうるものと考えられる。

5. 国立大学法人化後の課題

国立大学の法人化は知財の管理・活用の促進にとって有効なチャンスであるが、これをより実効性あるものとするためには、克服すべき課題も多い。以下ではこれらの課題の主なものを指摘したい。

5.1. 企業文化と大学文化の調和

大学発の知財の産業界での活用のためには、単に知財のライセンスのみならず、共同研究などの追加的な研究の実施や技術指導など、産業界と大学との協力関係が重要な役割を果たす。このため、企業と大学との協力関係の構築が重要となる。企業と大学という異質の組織間の協力においては、相互の組織の目標、理念、行動様式などの相違をどのように調整するかという課題が存在する。

企業は利益の追求を基本とし、市場で厳しい競争にさらされており、競争上優位な地位に立つためには、知財の独占的な使用やノウハウの確保、秘密の管理に熱心にならざるを得ない。他方、大学の基本的な使命は教育研究であり、教育や研究の遂行のためにはオープンな雰囲気重視される。加えて、教員の教育研究において研究論文の公表はきわめて重要な位置を占めている。発明を機関帰属することに伴い、これまでは教員個人と企業との関係で処理できていた課題に対して、大学が組織として対応することとなる。この場合、大学の設立の理念、目標、価値と、企業の求めるものとの調和について、大学自らが責任をもって判断することが求められる。

5.2. 特許出願・維持等の経費の確保と機関帰属とする発明の判断

個人帰属から機関帰属への原則転換により、大学での知財の自主的な管理が必要になる。このため、特許出願の際の弁理士費用などをどう確保するかという課題に直面する。加えて、国立大学当時に国に帰属するとされた国有特許が国から国立大学法人に引き継がれ、その維持・管理の経費も必要とされる。これら特許出願・維持等の経費に関しては、運営費交付金からの支出、国の競争的な研究資金の間接・直接経費からの支出、あるいは企業からの受託研究や共同研究の間接・共通経費から捻出するという考え方がある。その他、特許実施料収入から得られないかなど、各大学において、さまざまな方策が模索されている。各大学において、それぞれの個性、知財活用の方針、各大学の事情により、採用される方策は異なると思われるが、この必要経費の確保は、知財の管理・活用に対する国立大学の学長や

理事のリーダーシップがまず問われる問題であると考えられる。

また、限られた予算の中では、機関に帰属させ大学として出願すべき発明を、届け出られる発明の中から選定していくことが必要である。この場合においてはTLO等に蓄積されている経験や専門的な知識を有効に活用していくことが必須となる。発明者からの出願に対するプレッシャーがかかる中で、適正な出願の可否判断が行えるかという点が懸念される。特に、特許が研究者や大学の部局の評価の指標として用いられる場合には、その懸念が大きいと考えられる¹¹。

5.3. 戦略的な知財の管理

機関帰属とされた発明は特許出願されるが、わが国企業が世界市場で広く活躍している状況では、大学発の知財も国際出願を考えなければならない。また、特許の維持には多額の経費がかかるので、費用対効果を常に意識して、特許出願の途中段階での放棄や特許となった後の権利の維持の中止も含めた戦略的な知財の管理が必要とされる。加えて、国に守られた国立大学から独立した法人格を持つ国立大学法人なることにより、特許侵害訴訟の当事者となるリスクにもさらされることとなる。このようなリスクを最小限にとどめ、大学が持つ知財の有効活用を図るためには、戦略性ある知財管理が求められる。

5.4. 国立大学法人とTLOとの新たな協力関係の構築

発明・特許出願のポテンシャルが高いと考えられる有力研究大学の多くが、何らかの既存のTLOと協力関係にある。TLOのタイプによって、一大学に対応するTLO、複数大学に対応するTLOに類別できよう。国立大学に対応するTLOに関しては教員個人有の発明を譲り受けるという枠組みでその活動が行われてきた。しかし、個人有の発明が原則としてなくなるので、TLOの従来型の運営は困難になると見込まれる。国立大学法人とTLOとの新しい関係をどう構築していくかが、国立大学及びTLOの双方にとって大きな課題となる。この際、これまでTLOに蓄積されてきた知識・経験やその

活動の機動性をいかに有効に活用できるかが検討のポイントとなろう。

5.5. 効率的かつ迅速な大学の事務運営

知財の管理・活用に関しては、特にその知財を企業にライセンスしようとする限り、企業のスピードに対応した事務処理のスピードが、TLOを含めた国立大学に求められる。国立大学法人が仮に内部型TLOの形態を採用したとしても、効率的かつ迅速な対応が当然できてしかるべきである。この際には、これに関与する大学関係者の意識改革が必要となるとともに、大学の経理・契約等の事務処理体制の改革も必要となろう。

5.6. 技術移転業務に従事する人材の確保

大学の知財管理・技術移転業務にあたって、技術が評価できかつ企業の活動について理解ある外部人材を活用することの重要性が強調される。この場合、まず、国立大学法人における優秀な外部人材の確保にはその処遇が課題となる。加えて、外部人材が大学内で真に有効に機能するためには、重要な意思決定にも参画できるように事務決裁の権限上においても適切な位置づけを与えると同時に、事務系統を含めた大学内の管理部門がその活動を支えることが必要である。

5.7. 機関帰属原則転換に伴って顕在化する問題への対応

これまで個人帰属が原則の場合には顕在化しなかった問題が、機関帰属を原則とすると明らかになってくる。機関帰属を原則とする場合、転出者・転入者の発明の扱いや、大学教員のベンチャー企業の役員兼業との関係など、検討すべき課題が多い。また、移行期には外部のTLOの保有する特許と大学が機関帰属した特許とを同時に同一企業にライセンスする必要がある場合がありうるが、企業が

らみて二つの権利主体と交渉する必要が生じ煩雑である。このような事例に対しても適切に対処することが必要とされる。これまでは個人の責任で処理され大学が関知しないで済んでいた事項に関しても、機関帰属の原則を貫徹すると、大学として責任ある決定をすることが必要となる。このような重い責任も踏まえて国立大学法人が学長のリーダーシップの下に知財の管理・活用に取り組むことが求められている。

- 1 国立大学法人法第22条。
- 2 現在の科学技術振興機構。このJSTの立場は国有特許に関する事務手続きを行うのみでJSTが特許自身の所有者になるわけではない。なお、以前はこの業務は日本学術振興会（JSPS）が行っていた。
- 3 いったん国に帰属したものについては、「研究交流促進法」に基づいて、最大2分の1までは委託元へ権利を譲与できるようになっていた。
- 4 なお、海外特許件数は、国ごとに1件とされ、同じ1件の国内特許が多くの国の特許となれば多数の件数になるため、件数ベースでの分析は行わないこととした。
- 5 ケネラー（2003）。
- 6 文部科学省知的財産ワーキング・グループ報告書。
- 7 塚本（1999）。
- 8 産業構造審議会産業技術分科会産学連携推進委員会「産学連携の更なる促進に向けた10の提言」p. 4。
- 9 同上報告。p. 5。なお、米国のTLOと比較して日本のTLOのライセンス率は低いが、先発主義の米国と先願主義のわが国とで制度上の相違があり、単純な比較には注意を要する。
- 10 内閣閣議決定「知的財産の創造・保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月）ほか。
- 11 評価の指標としては、特許出願、権利化された特許権、実施許諾された特許件数や実施料収入などがある。しかし、権利化や実施に至るリードタイムを考えると出願件数が評価項目となりがちであると思われる。仮に件数が評価の指標となれば、出願への圧力は大きなものとなる。

（参考文献）

- 文部科学省科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会「新時代の産学官連携の構築にむけて（審議のまとめ）」平成15年4月。
- 文部科学省科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキング・グループ報告書、平成14年11月1日。
- ロバート・ケネラー「産学連携制度の日米比較」、後藤晃・長岡貞男編『知的財産制度とイノベーション』東京大学出版会、2003年。
- 産業構造審議会 産業技術分科会 産学連携推進委員会「産学連携の更なる促進に向けた10の提言」平成15年7月10日。
- 下田隆二「国立大学別の特許保有・実施許諾状況等に関する分析」日本知財学会第1回学術研究発表大会・シンポジウム予稿集、2003年5月、17-18頁。
- 塚本芳昭「研究大学における産学連携システムに関する研究：日米比較による考察」『研究 技術 計画』第14巻第3号、1999年11月、190-204頁。
- 東京工業大学フロンティア創造共同研究センター編「産学協同研究等の多様性に対応する契約モデルの構築」平成15年3月。